

今を生きるみんなでつくる
誰もが自分らしく生きられるまち

第4次伊那市男女共同参画計画

令和4年度～令和8年度

はじめに



私たちを取り巻く社会情勢は、人口減少と少子高齢化の進行、SDGs達成への世界的潮流、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより急激に変化しており、それらに対応できる柔軟な社会の構築が求められています。

こうした社会情勢の変化や第3次計画の成果と課題を踏まえ、市では新たに、令和8年度までの5年間を計画期間とする「第4次伊那市男女共同参画計画」を策定いたしました。

この第4次計画では、「今を生きるみんなでつくる 誰もが自分らしく生きられるまち」を目指す姿としています。性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮し、安心していきいきと暮らし続けられる男女共同参画社会の実現は、社会情勢の変化に対応できる柔軟な社会を構築するための重要な因子の一つであると考えます。市としても男女共同参画社会の実現に向け、官民協働により、総合的かつ計画的に各種施策を進めてまいります。

職場、学校、家庭、地域などあらゆる場において、男女共同参画が真に実感できる社会の実現のために積極的な取組が図られますよう、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました伊那市男女共同参画推進会議の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年（2022年）3月

伊那市長 白鳥 孝

はじめに 市長メッセージ

第1章	計画策定の趣旨	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	基本理念	2
3.	計画の性格と役割	3
4.	計画の期間	4
5.	計画の進行管理	4
第2章	計画策定の背景	5
1.	社会情勢の変化（全国の状況）	5
	SDGsとジェンダー平等	7
2.	国・伊那市の主な動き	8
3.	男女共同参画に関する伊那市の状況	11
	1 第3次伊那市男女共同参画計画（平成29年度～令和3年度）の達成状況	11
	2 男女共同参画に関する意識の状況	18
	3 人口動態	19
4.	男女共同参画に関する伊那市の主な課題	20
第3章	目指す姿・計画体系	23
1.	第4次計画の目指す姿	23
2.	第4次計画の体系	23
3.	第4次計画（令和4年度～令和8年度）における指標設定	24

目次

第4章 目標と施策の基本的方向 25

- 目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍と性別による偏りの解消 25
 - 重点目標① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 25
 - 重点目標② 雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現 26
- 目標Ⅱ 安全・安心なくらしの実現 27
 - 重点目標③ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援 27
 - 重点目標④ 困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重 28
 - 重点目標⑤ 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり 29
- 目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 29
 - 重点目標⑥ 男女双方の意識改革・理解の促進 30
 - 重点目標⑦ 男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出 31

第5章 計画の推進 33

関係資料 35

1. 用語解説 35
2. 伊那市男女共同参画推進条例 38
3. 男女共同参画社会基本法（抜粋） 41
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋） 43
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋） 44
6. 計画策定までの経過 46
7. 伊那市男女共同参画推進会議委員名簿 47

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

伊那市では、平成18年（2006年）に、合併前の3市町村（伊那市、高遠町、長谷村）における取組を踏まえ、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「伊那市男女共同参画推進条例（平成18年伊那市条例第67号）」を制定しました。平成19年（2007年）には、「第1次伊那市男女共同参画計画～未来をひらく共生のまち～」を策定し、以降5年ごとに第2次計画、第3次計画を策定し、市、市民、事業者、教育関係者等が協働して男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

取組を進める中で、市民の男女共同参画に対する意識は少しずつ向上してきているものの、家庭や地域社会、職場等あらゆる場面で性別によって役割を決める意識や慣習などにより、男女の平等感を実感できるまでには至っていません。また、男性の育児休業の取得や、職場や地域などの施策方針決定の過程への女性の登用が進んでいるとは言いがたく、ひとり親家庭等の経済的な課題、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実の乖離など、男女ともに生きづらさが解消されていないのが現状です。

少子高齢化の進行や、経済情勢の急速な変化に適切に対応していくためには、男女共同参画社会を実現する必要があります。

これまでの取組や社会経済情勢の変化を踏まえ、第4次伊那市男女共同参画計画を策定し、つながりや思いやりを持ちながら、誰もが安心していきいきと暮らし続けられる社会を創っていきます。



2. 基本理念

伊那市男女共同参画推進条例に掲げる6項目の基本理念を本計画の基本理念として位置付け、人権を尊重する男女共同参画社会の早期実現を目指します。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど、男女の人権が尊重されること。

2 社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的役割分担意識から生じる社会の制度や慣行を改善し、これらが男女の社会活動の選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の施策やその他の団体の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下で、子の養育や家族の介護等の家庭生活の活動に対等な役割を果たすとともに、仕事や学習等の他の社会的活動を両立して行うことができるよう配慮されること。

5 性の尊重と生涯にわたる健康な生活への配慮

男女がお互いの性を尊重し、身体的な特徴に理解を深め、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

6 国際社会の動向を踏まえた取組

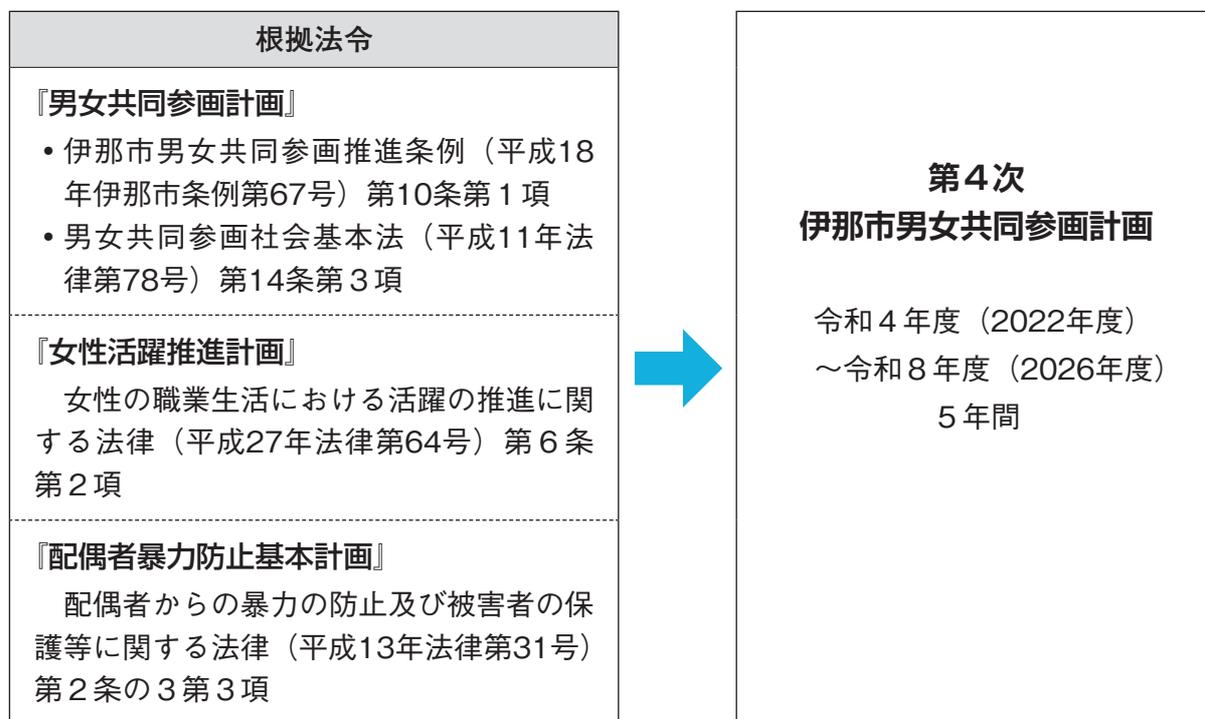
男女共同参画の推進において、国際社会の動向に配慮すること。

3. 計画の性格と役割

本計画は「男女共同参画社会基本法」及び「伊那市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、伊那市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

「伊那市総合計画」を上位計画とし、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次長野県男女共同参画計画」を踏まえます。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市の基本計画として位置付けます。



計画は、幅広い分野における啓発につなげていくためのマスタープランとし、具体的な活動指標として「アクションプラン」を設定します。



4. 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間を計画期間とします。
社会情勢の変化や事業の推進状況など、必要に応じて内容の見直しを行います。



5. 計画の進行管理

- 目標達成のための推進項目に対応するアクションプランを設定し、事業の進行状況を点検・評価します。
- 伊那市男女共同参画推進条例に基づき設置する「伊那市男女共同参画推進会議」において、推進状況を調査審議していただきます。

第2章 計画策定の背景

1. 社会情勢の変化（全国の状況）

■ 本格的な人口減少と未婚者・単身世帯の増加

令和元年（2019年）の全国の出生数は、統計開始以来、初めて90万人を下回り、本格的な人口減少過程が続いています。

50歳時点未婚率が1990年代後半から男女ともに急上昇しており、平均初婚年齢も上昇しています。単身世帯の割合は、全国的に見て、全世帯の3割以上を占めるまでになっており、今後も増加すると見込まれています。

地方では、大都市に若者、特に女性が流出し、深刻な人口流出と少子高齢化に直面しています。中小企業等を中心に、担い手の確保が困難となり、社会全体の活力や持続可能性に大きな影響を及ぼすと考えられます。

■ 女性に対する暴力根絶の意識の高まり

国内外で、SNSを中心に、セクシュアルハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する社会運動が起こるなど、女性に対する暴力の根絶を求める声が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大下では、外出自粛や在宅勤務、休業等による生活不安・ストレス等に起因する配偶者等からの暴力（DV）、性暴力の増加・深刻化が懸念されています。

■ ダイバーシティ（多様性）の広がり

近年、経営戦略として、性別や年齢、国籍、文化、障がいの有無、価値観等の違いにかかわらず、多様な人材がその能力を最大限発揮できる機会を提供し、イノベーションの創出、生産性向上等の成果につなげる「ダイバーシティ経営」に取り組む企業が増えています。企業のみならず社会全体として、進展するグローバル化と複雑化する課題に対応するためには、多様な違いを尊重し受容し合う社会づくりが必要です。

■ 頻発する大規模な自然災害

東日本大震災などの大規模な災害において、避難所などの現場をはじめ様々な意思決定過程へ女性が十分参画できず、女性と男性のニーズの違い等に対応した配慮がされないなどの課題が見られました。改めて、防災・災害対応・復興等の各段階の取組に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が認識されるようになりました。

■ デジタル化の進展

目覚ましい技術革新は、社会構造の変革をもたらしており、スマートフォンの普及など、デジタル技術は私たちの身近な生活にも浸透しつつあります。

国では、IoT、ロボット、AIなどの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させ、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる社会「Society 5.0（ソサエティ 5.0）」の実現を目指しています。この「Society 5.0」の実現のためにDX（デジタルトランスフォーメーション）が欠かせないものです。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により「三密」を回避する新しい生活様式への変革が求められている中で、DXの取組は急務となっており、その推進速度は加速化しています。

■ SDGs 達成への世界的潮流

平成27年（2015年）9月に、国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダの前文では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女性のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっています。

日本も賛同し「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

■ 新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化

令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会経済活動に世界的規模の影響をもたらしています。新型コロナウイルス感染防止を日常生活に取り入れた「新たな日常」への転換が求められる中、国内では、ICT活用の急速な進展によるテレワークの導入、業務・授業のオンライン化、消費行動の変化が急速に進むなど、働き方と暮らし方の新しい可能性に関心が高まっています。

一方、非正規雇用労働者の解雇・雇い止め、女性の自殺者の増加など、女性や社会的に弱い立場に置かれている人々に深刻な影響を与えています。



● SDGsとジェンダー平等



SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsにおいても、ジェンダー平等は重要なテーマです。

アジェンダでは「ジェンダー平等の実現」はSDGs全体の目標であり、全てのゴールに関わるものとされています。

SDGsの達成には、ジェンダー平等の視点をあらゆる分野の政策・施策・事業に浸透させることが重要です。



2. 国・伊那市の主な動き

■ 国の動き（第3次計画策定〈平成29年〉以降）

● 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行

……………平成30年(2018年)5月

衆議院・参議院及び地方議会の議員の選挙において男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指し、政党等と国・地方公共団体の責務等が定められました。

● 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の公布・施行

……………平成31年(2019年)4月から順次施行

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じることについて、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法が改正されました。

● 女性活躍推進法の改正 ……………令和2年(2020年)4月から順次施行

一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、女性の活躍に関する情報公表項目の強化等が規定されました。

● 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正

……………令和2年(2020年)6月から順次施行

パワーハラスメント対策が事業主の義務となる労働施策総合推進法の改正と併せ、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化を目的として、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法が改正されました。

● 配偶者暴力（DV）防止法の改正 ……………令和2年(2020年)4月から施行

相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を法律上明確化し、被害者の同伴家族を保護の適用対象としました。

● 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定

……………令和2年(2020年)5月策定

平成25年（2013年）5月策定の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」について、その後の社会情勢や課題とそれに伴う政策の変化、取組状況や新たな課題を踏まえ、「ジェンダーの視点が災害対応力を強くする」との検討会の提言を受け、都道府県・市町村が女性の視点からの取組を進め、地域の災害対応力を強化していくための基本方針等を内容とするガイドラインが策定されました。





- **性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定** …………… **令和2年(2020年)6月決定**
令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法に関する検討、再犯防止施策の充実、被害者の相談支援体制の整備、教育・啓発活動を通じた意識改革と暴力予防を内容とする方針が決定されました。
- **第5次男女共同参画基本計画の策定** …………… **令和2年(2020年)12月閣議決定**
第4次男女共同参画基本計画（平成27年〈2015年〉12月閣議決定）以降の状況の変化を考慮し、今後5年間に政府が実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめました。

■ 伊那市の動き

(1) 合併前の動き

昭和55年（1980年）に「女性差別撤廃条約」が署名された頃、高遠町では女性窓口が開設されました。昭和59年（1984年）には、伊那市で「伊那市女性団体連絡協議会」が結成され、女性の地位向上に向けた取組が始まりました。

平成8年（1996年）には「伊那市女性行動計画」が、翌年には「高遠町第1次男女共同参画計画」が策定されるなど、男女共同参画の推進が図られてきました。

(2) 合併後の動き

平成18年（2006年）3月31日に、伊那市、高遠町、長谷村の3市町村が合併し、「新伊那市」となった以降も、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

- **伊那市男女共同参画推進条例の制定** …………… **平成18年(2006年)3月31日**
合併前の各市町村の取組を踏まえ、男女共同参画の推進に関する基本理念、施策の基本事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために制定しました。市、市民、事業者、教育関係者などの協働による男女共同参画社会の実現を目指します。
- **伊那市男女共同参画推進会議の設置** …………… **平成18年(2006年)3月31日**
男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査、審議すること、市民等の意見、要望を反映させることを目的として設置し、各種団体の代表者等により構成しています。男女共同参画計画の策定、施策の実施、推進を担っています。
- **伊那市男女共同参画計画の策定・推進**
伊那市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として、社会情勢、国・県の動きを踏まえて策定し、推進しています。
 - **第1次伊那市男女共同参画計画** ～未来をひらく 共生のまち～
平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）まで
 - **第2次伊那市男女共同参画計画** ～未来をひらく 共生のまち～
平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）まで

● **第3次伊那市男女共同参画計画**

～男女がともに手を取り合い 誰もがつながりの中で キラキラと主役になれるまち～
平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）まで

● **伊那市審議会等の設置及び運営に関する指針 …………… 平成18年(2006年)3月31日**

審議会等の委員の選任について「女性の委員を幅広い分野から積極的に登用することとし、審議会等の委員に占める女性の委員の比率が全体として3割以上となるよう努めること。」と定め、女性の参画拡大への取組を推進しています。

● **第2次伊那市総合計画 …………… 平成31年(2019年)3月**

～未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市～

令和10年度（2028年度）までを期間として、総合的かつ計画的な行政運営の指針として長期的な展望を示しています。基本目標の一つである「地域の未来を協創する協働のまちづくり」に「男女共同参画社会の土台づくりと女性活躍の推進」を掲げています。

● **第2期伊那市地方創生総合戦略の策定 …………… 令和2年(2020年)3月**

令和6年度までを計画期間として、「日本を支えるモデル地域構想」を掲げ、人口減少の抑制と人口減少を踏まえた地域経済への対応、地域社会の維持、活性化に向けて「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」等4つの基本目標を設定し、地方創生につながる新しい取組を推進しています。

● **伊那市DXしあわせのまち宣言 …………… 令和3年(2021年)3月30日**

～誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指して～

「伊那に生きる、ここに暮らし続ける」という市民の決意と誇りを胸に、官民協働によるテクノロジーとマンパワーの融合を通じ、困っている人に希望の光を届け、誰もが等しく幸福な生活を営むことができるよう、「しあわせのまち」づくりに取り組んでいくことを宣言しました。

● **SDGs未来都市に選定 …………… 令和3年(2021年)5月21日**

SDGs未来都市 ～創造と循環のまち 伊那市の実現～

伊那市がこれまで実施し、今後も推進していく経済、社会、環境面での様々な取組が、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する優れたものと評価され、SDGs未来都市であることが認められました。



3. 男女共同参画に関する伊那市の状況

1 第3次伊那市男女共同参画計画（平成29年度～令和3年度）の達成状況

第3次計画においては、「男女がともに手を取り合い誰もがつながりの中でキラキラと主役になれるまち」を目指し、誰もが自らの意志による選択により能力を発揮し、つながりや思いやりを持ちながら、安心していきいきと暮らしていける社会づくりを進めるため、3つの施策を柱とし11の推進項目に沿った取組を進めてきました。

(1) 第3次計画の目標達成状況

施策の柱ごとに中心となる指標を目標として掲げ、取り組みました。

「ワーク・ライフ・バランス」「男女共同参画社会」の言葉と内容を知っている人の割合はいずれも目標値には届かず、「聞いたことがある」を「言葉も内容も知っている」にできるような取組が求められています。

一方、地域防災について女性の関わりが重要だと思う人の割合は目標値を大きく超えており、防災における女性の視点の必要性を大半の人が認識しています。避難所運営や復興の取組などの災害発生時だけでなく、防災計画策定など平常時に多様な視点・意見を取り入れることの重要性についても、啓発していくことが必要です。

第3次計画の施策の柱と目標達成状況

施策の柱	指標項目	3次計画 策定時 現状(H27)	推移				3次計画 策定時 R3目標
			H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	
1	あらゆる分野における女性の活躍	23.5%	42.9%	31.7%	31.1%	30.4%	40.0%
2	男女共同参画社会の土台づくり	42.7%	52.3%	48.6%	47.9%	42.5%	80.0%
3	安心・安全の暮らしの実現	—	78.6%	81.0%	70.9%	72.5%	30.0%

出典：伊那市男女共同参画に関する市民アンケート
市内在住の20歳以上の男女各150人（計300人）を年代別に均等に抽出し実施（H29～R2年度）

(2) 第3次計画のアクションプランの達成状況、アンケート等からみる伊那市の状況

第3次計画では推進項目ごとに、具体的な活動指標としてアクションプランを設定し、進捗管理を行いました。目標を達成したのは33項目中10項目となり、全体の約3分の2は目標を達成していません。

施策の柱 1 あらゆる分野における女性の活躍

推進項目 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 伊那市の審議会等に占める女性委員の割合は21.7%で、全国の33.3%、長野県の37.0%を下回っています。また、地域協議会委員への女性の登用率についても30%未滿となる地域協議会が大半となっています。
- 市職員の課長級以上の職員に占める女性の割合は令和2年度(2020年度)末で5.1%ですが、令和2年度の係長昇格候補者試験の受験者数は、男性がわずかに上回っているもののほぼ半数は女性でした。意識改革が徐々に進んでいる状況です。

推進項目 2 雇用の場における男女の均等な機会・待遇の確保と働きやすい環境づくり

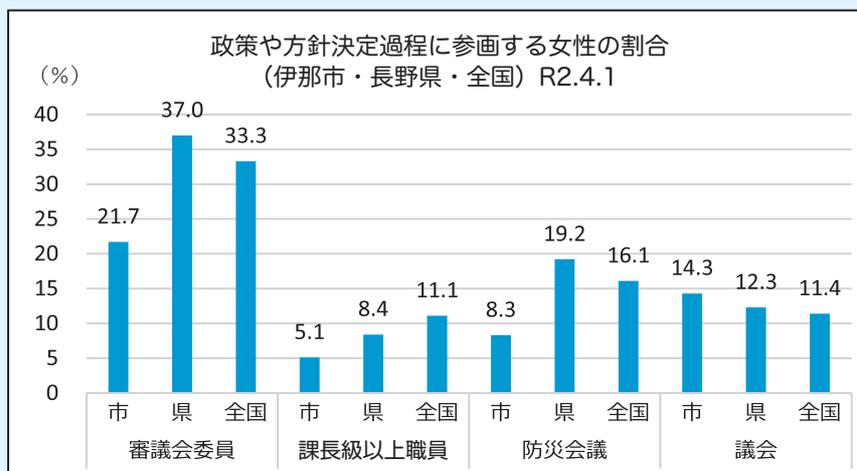
- 長野県が多様な働き方制度を導入・実践する企業を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業数は増加傾向にあります。
- 令和2年度末の状況では保育園の待機児童は発生していません。
- 病児保育は、広域連携により3施設で実施しています。

推進項目 3 農林業、商工業等の自営業における女性の参画促進

- 農林業者として毎年女性の就業者を確保することは難しい状況にあります。
- 農業においては、家事も農作業も含めて女性に負担が偏らないよう家族経営協定の締結を推進し、農業経営への女性の参画を促進しています。家族経営協定の締結数は、目標値に届かないものの増加しています。

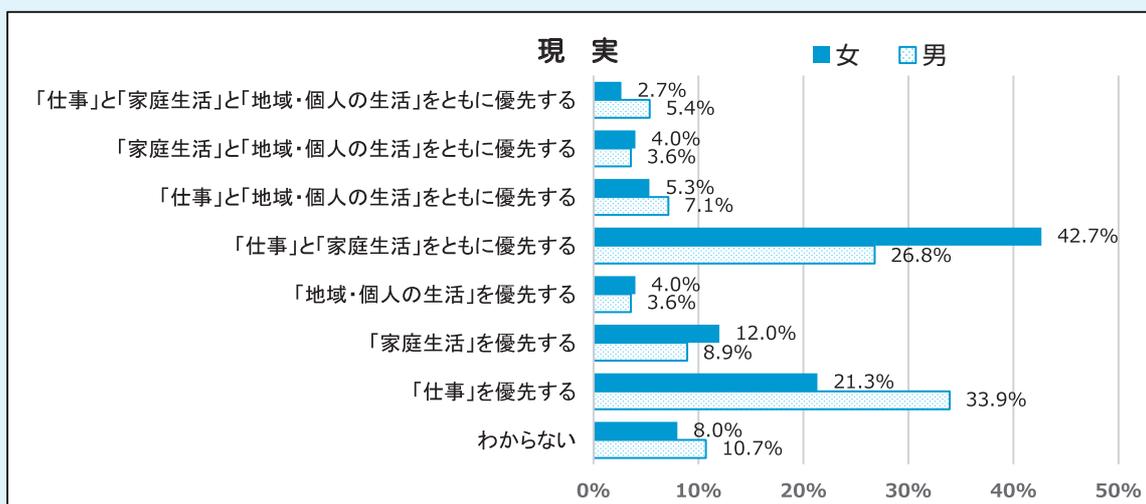
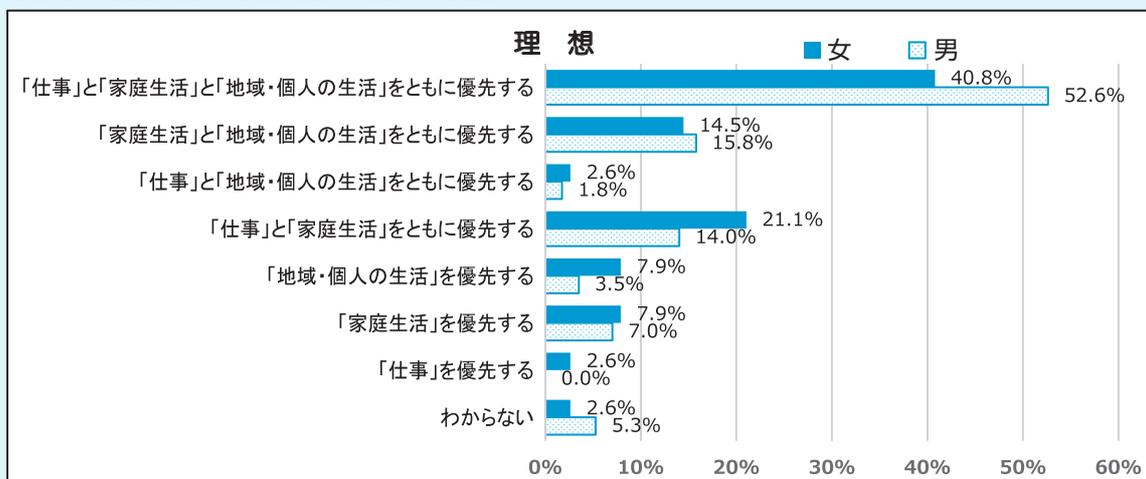
推進項目 4 男女の仕事と生活の調和

- 市内企業への訪問の際に、育児休業、介護休暇への理解など職場環境の整備について、働きかけを行っています。
- 市民アンケートの結果では、男女ともに理想は「仕事」と「家庭生活」「地域・個人の生活」すべてのバランスがとれた生活です。しかし現実には、女性は「仕事と家庭生活をともに優先する」割合が多く、男性は「仕事を優先する」割合が多くなっています。



出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況報告書（内閣府）

○仕事と家庭生活・地域生活との両立の状況



出典：R2伊那市男女共同参画に関する市民アンケート

アクションプラン達成状況

推進項目	アクションプラン	計画作成時 (H29.3.31現在)	令和2年度末 現状値	目標値 (令和2年度)
1	市職員の課長級以上職員に占める女性の割合	5.2%	5.1%	9.0%
	市の審議会等委員に占める女性の割合	25.4% (H28.4.1 現在)	27.6%	30.0%
	地区役員の女性登用の割合	9.1% (H29.1 現在)	10.2%	17.0%
2	長野県が推進する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業数	—	3社	4社
	市内企業における従業員女性割合	45.3% (H26 経済センサス)	44.0%	49.0%
	未満児保育受入数	567人	632	646人
	学童クラブ利用者数	579人	650	670人
3	女性事業主の割合	11.9% (H26 経済センサス)	12.1%	14.5%
	家族経営協定の締結数	90組	94組	95組
	新規女性林業者数	0人	1人	3人
	狩猟免許取得女性者数	3人	0人	5人
	女性人材バンクの登録数	35人	34人	39人
4	ワーク・ライフ・バランスに関する市民向けセミナー数	2回	2回	3回
	育児休業、介護休暇の利用しやすい環境づくりについて、企業への働きかけ	新規設定	239社	140社

施策の柱 ② 男女共同参画社会の土台づくり

推進項目 1 地域社会での男女共同参画の促進

- ・イ〜ナ介護なんでも相談所による認知症見守りネットワークの構築を行いました。
- ・地域で健康づくりや介護予防を推進するためにいきいきサポーター（介護予防推進員）を養成しています。

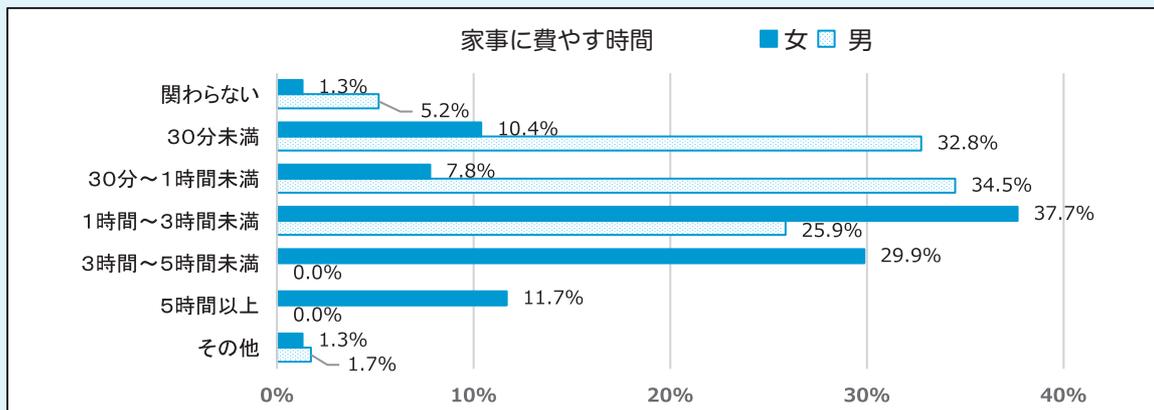
推進項目 2 男女共同参画推進に向けた教育・学習の充実

- ・中学生段階においては、職場体験学習や伊那市中学生キャリアフェスの実施など、地域と連携してキャリア教育の充実が図られました。
- ・新学習指導要領において、小学校段階からのキャリア教育が明確に位置づけられたことから、取組を充実していく必要があります。

推進項目 3 男性にとっての男女共同参画の推進

- 「イクボス・温かボス宣言」をする市内企業・団体の数は増加しています。
- 妊婦及びその夫や家族を対象に、両親学級（ハッピーバース講座）を開催しました。両親学級への夫の参加率は目標を上回っています。両親学級への参加は初産婦が多く、共に参加した夫は、積極的に育児に参加するケースが多くなっています。
- 家庭における男女共同参画の状況では、女性は男性に比べ圧倒的に家事・育児等に従事する時間が長くなっています。

○家庭における男女共同参画の状況



出典：R2伊那市男女共同参画に関する市民アンケート

アクションプラン達成状況

推進項目	アクションプラン	計画作成時 (H29.3.31現在)	令和2年度末 現状値	目標値 (令和2年度)
1	男女共同参画に関する講演会（伊那市民のつどい）への参加者数	102人	—	140人
	イーナ介護なんでも相談所の設置数	28か所	35か所	35か所
2	保育士の男女共同参画に関する研修受講回数	1回	1回	1回
	将来地元に戻ってきたいと希望する中学生の割合	新規設定	—	—
	男女共同参画に関する講演会（伊那市民のつどい）への参加者数（再掲）	102人	—	140人
3	「イクボス・温かボス宣言」する市内企業・団体の数	1団体	14団体	18団体
	両親学級への夫の参加率（実人員参加率）	81.6%	90.8%	89.0%
	育児休業、介護休暇の利用しやすい環境づくりについて、企業への働きかけ（再掲）	新規設定	239社	130社

施策の柱 3 安心・安全の暮らしの実現

推進項目 1 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

- 防災会議に占める女性委員の割合は11.4%で、県内19市中では、14位です。(令和2年4月現在)
- 防災に関する講座の女性参加者割合は年々増加しており、地域防災に女性が関わる必要性への認識が上昇しています。
- 災害時だけでなく、計画策定や復興の取組など平常時に多様な視点・意見を取り入れることの重要性についても引き続き啓発していくことが必要です。

推進項目 2 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

- ひとり親家庭等の状況に応じて、経済的な自立を促進する取組を行いました。資格取得のための補助制度を利用して正規雇用として就職するなど、成果が出ています。引き続き制度利用の周知を行う必要があります。
- 福祉サービス等利用計画の作成率は100%を達成しています。
- 認知症サポーター登録数は年々増加しています。

推進項目 3 あらゆる暴力の根絶

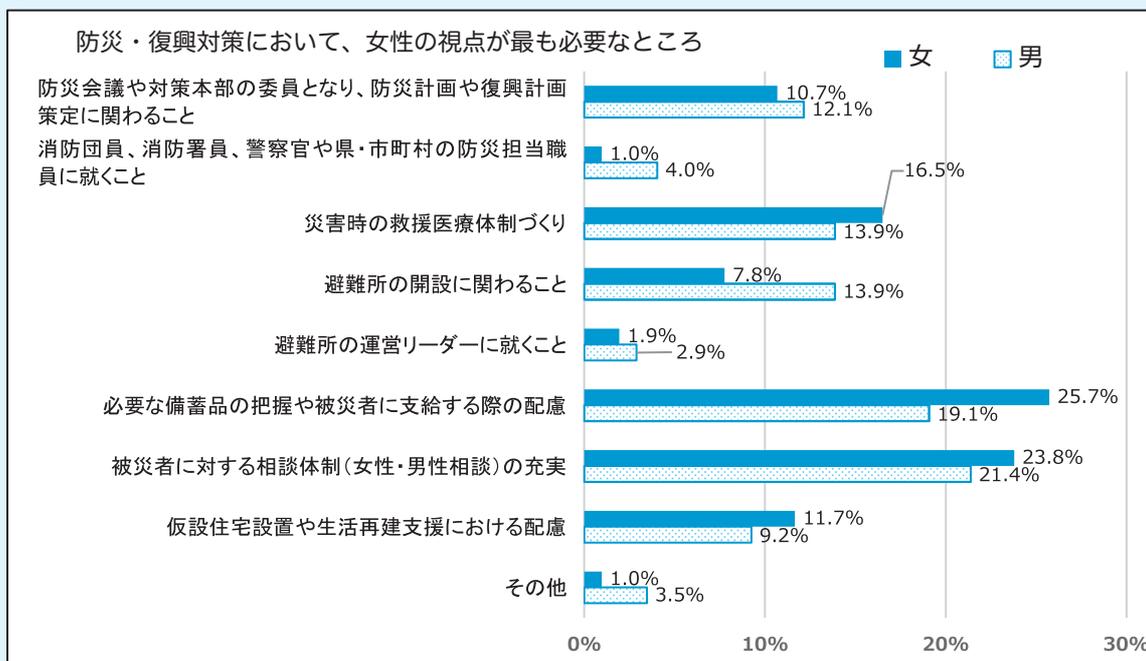
- DVや虐待について、市に相談する窓口があることを知っている人の割合は増加しているものの、目標値には届いていません。DV被害に関しては、当事者からの訴えがないと表面化しない状況があります。早い段階で相談につなげていくことが必要です。

推進項目 4 生涯を通じた男女の健康支援

- 20歳以上、40歳未満の若者を対象にはつらつ健診を実施し、健診後には全員を対象とした結果説明会を開催しています。自身の健康状態を把握してもらい、健康管理につながる保健指導を行っています。
- 妊娠届出時に妊婦相談を実施し、リスクのある妊婦に対しては養育支援ネットワーク会議を開催し、妊娠中から出産後まで切れ目のない支援を提供しています。
- 不妊治療を経済的理由であきらめることのないように助成金を増額し、助成基準を緩和しました。



○災害時等の非常時におけるジェンダー平等の課題



出典：R2伊那市男女共同参画に関する市民アンケート

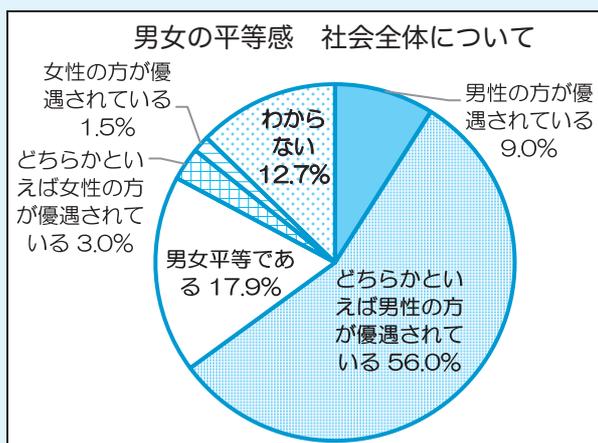
アクションプラン達成状況

推進項目	アクションプラン	計画作成時 (H29.3.31現在)	令和2年度末 現状値	目標値 (令和2年度)
1	防災会議の女性委員の割合	5.7%	11.4%	25.0%
	女性防災士の数	7名	8名	11名
	防災に関する講座の女性参加者割合	新規設定	42.4%	38.0%
2	ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	6人	5人	6人
	市内企業の正規雇用率	63.2% (H26 経済センサス)	61.7%	69.0%
	福祉サービス等利用計画の作成率	100%	100%	100%
	認知症サポーター登録数	5,780人	6,915人	6,800人
3	女性相談員等のDV研修等受講回数	7回	2回	9回
	DVや虐待について、市に相談する窓口があることを知っている人の割合	新規設定	49.3%	80.0%
4	がん検診受診率			
	乳がん検診	40.1%	38.0%	48.0%
	子宮がん検診	26.1%	24.0%	29.0%
	前立腺がん検診	—	21.0%	22.0%
	特定健診受診率・特定保健指導実施率	受診率 51.0% 実施率 84.0%	55.4% 86.4%	58.0% 90.0%

2 男女共同参画に関する意識の状況

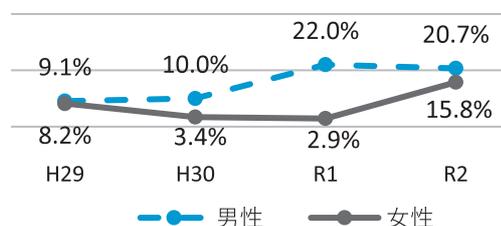
市民アンケートの中で、男女の平等感に関して、「社会全体」が「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている市民が65%に上っています。特に女性は、「男女平等」と感じている割合が低く、「男性が優遇されている」と感じています。

性別によって役割を固定する考え方に反対する割合は、女性が男性を20ポイント以上、上回っています。

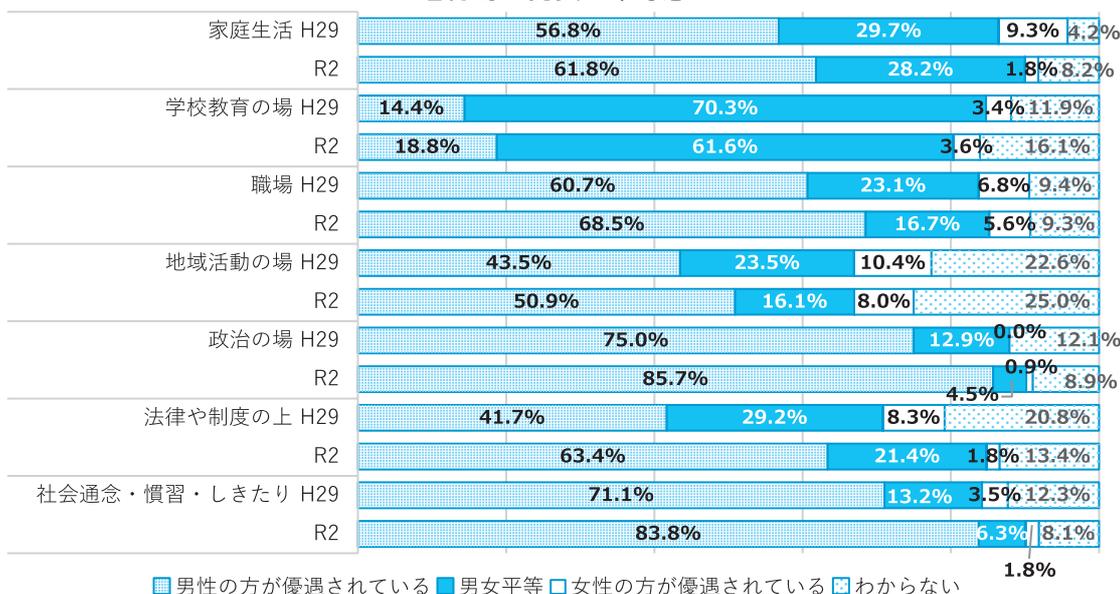


出典：R2伊那市男女共同参画に関する市民アンケート

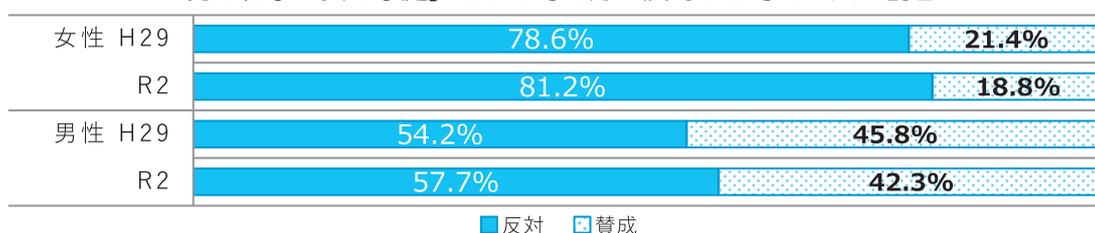
社会全体が「男女平等」と回答した人の割合



各分野の男女の平等感



「男は仕事・女は家庭」という考え方に反対する考えの人の割合

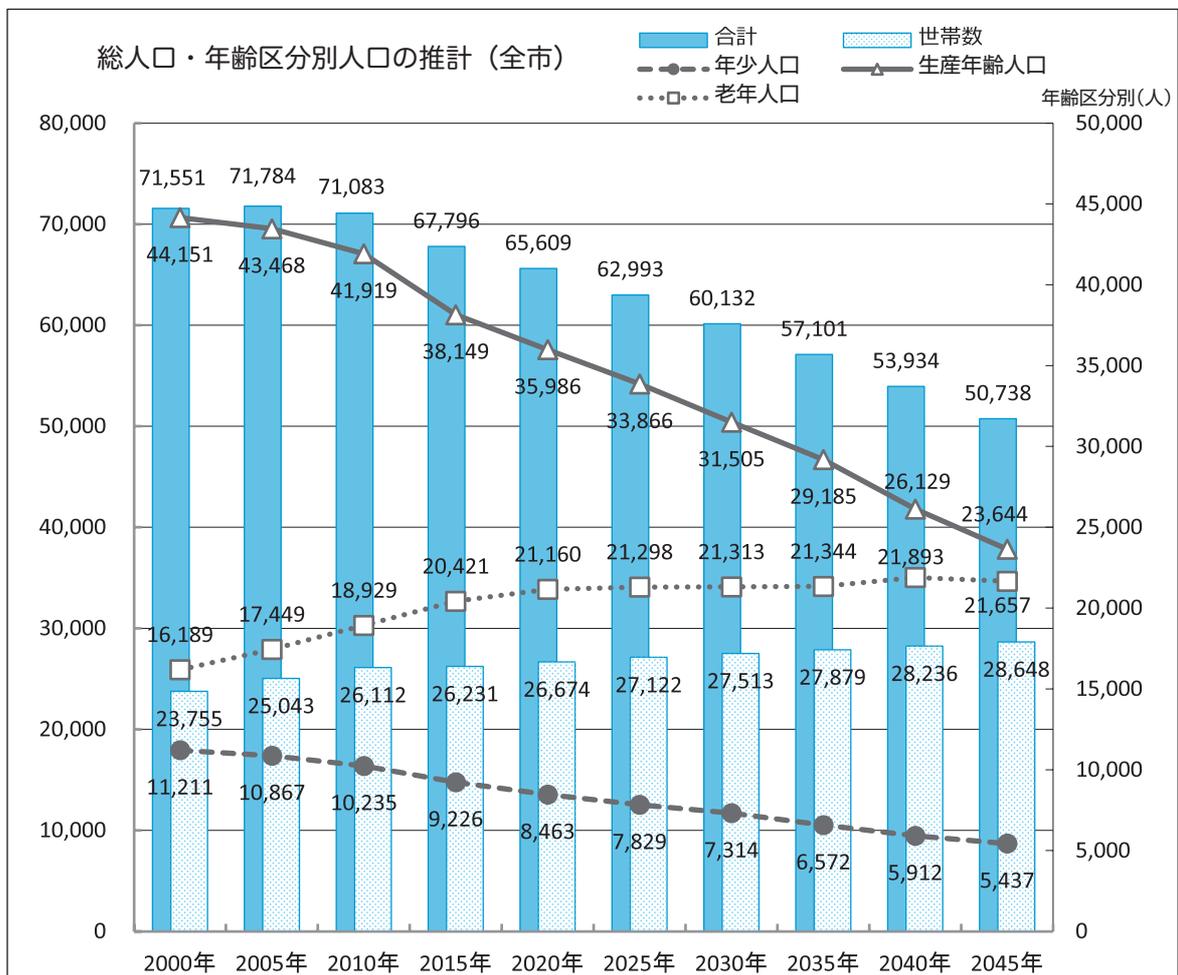


3 人口動態

伊那市の人口は、現状のまま推移した場合、24年後の令和27年（2045年）には50,738人と見込まれます。年齢3区分人口でみると、令和27年（2045年）では、年少人口、生産年齢人口は減少するとともに、老年人口も増加後、減少していくと見込まれています。

自然動態において、合計特殊出生率は近年回復傾向にあるものの、1.50～1.70程度で低迷しています。一方、死亡者数は増加傾向にあり、死亡数が出生数を上回り、自然減が拡大しています。この要因として、女性数の減少及び出生率の低下が挙げられ、若い世代が子どもを産み、育てやすい環境づくりに取り組む必要があります。

社会動態では、近年、転出者が転入者を上回り、社会減の傾向にあります。特に、大学への進学期における大幅な転出傾向は従来と大きく変わらないものの、就職期及び転職期の転入傾向は、近年弱まっています。この要因として、就職期及び転職期の転入減が、社会減に直接的な影響を与えていることが挙げられ、若者の雇用の受け皿となる仕事の質と量の確保を引き続き行う必要があります。



出典：第2期伊那市地方創生人口ビジョン（令和2年3月31日）

4. 男女共同参画に関する伊那市の主な課題

これまでの取組の達成状況と現状、社会情勢等を踏まえた主な課題は次のとおりです。

■ 固定的性別役割分担意識や性差による偏見・思い込みの解消

- 政治の場、審議会、団体等の女性割合は低い数値を推移しており、多様な視点で施策を検討するためにも、継続して女性の参画を促進していく必要があります。
- 地域活動における固定的性別役割分担意識の払拭や、昔からの慣習やしきたりの見直し等、女性の意見の反映の促進に向けた啓発の取組が必要です。
- 女性リーダーの育成に向けた支援・環境整備を総合的に推進することが必要です。

■ 女性の就業継続に向けた取組と能力発揮への支援

- 女性の雇用形態では、出産・育児等を理由として正規雇用待遇を退職後、非正規雇用待遇で再就職するという「キャリアの断絶」が生じています。仕事と育児・介護等を両立して働き続けられる環境整備や、男性がともに家事・育児等を担うことができるよう働き方の見直しに取り組む必要があります。
- 女性の再就業及び就業継続に向けた取組と、能力発揮への支援が必要です。
- 女性のキャリアアップや女性の活躍を推進するためには、女性がステップを上げられない理由を把握し、問題点を一つ一つ解決していくことが必要です。

■ 長時間労働等を当然とする労働慣行の変革と働き方改革に向けた一層の取組

- 長時間労働や転勤等を当然とする男性中心型労働慣行の変革や、多様な働き方の導入等による働き方改革に取り組む必要があります。
- デジタル技術の活用、テレワークの推進等の働き方制度の導入促進に併せて、多様な働き方を可能にする職場環境の改善も進める必要があります。
- 次世代育成に向けて、子育てに両親で取り組むための育児休業の取得促進が重要です。特に男性が育児休業取得を言い出しにくい職場の雰囲気があることから、職場における男性の育児参加への意識醸成が必要です。

■ 暴力の被害者等が安心して相談できる体制の整備

- 職場や学校、行政機関、電話相談等、被害者が安心して相談できる窓口を周知することが必要です。
- 「予防」に力点を置き、関係機関との連携により、虐待等の様々な問題の早期発見、早期対応に努め、ケースが困難化・重症化する前に対応していく必要があります。
- 暴力根絶、自他尊重の意識醸成に向けた啓発が、重要な課題です。



■ 男女の健康支援

- 母子家庭や若年又は高齢出産等リスクを複数抱える妊婦が増えているため、妊婦相談時のリスク管理と計画的な支援が重要です。
- 心の健康を維持するため、いつでも気軽に相談できる窓口があることを周知する必要があります。
- 性別や年齢に応じた悩みに関して、関係機関との連携により、どの窓口で相談を受けても、専門的な支援につながるような相談体制の整備が必要です。

■ 貧困等生活上の困難を抱える女性等を確実に支援につなげる仕組みづくり

- ひとり親家庭等が抱える複合的な課題について、継続的な支援を行うことが必要です。
- 困難を抱えた男女が安心して生活できる環境づくり、どの家庭の子どもも環境に左右されずに安心して暮らせる体制づくりが必要です。

■ 多様な性のあり方等への理解促進

- 性的指向・性自認を理由とする社会的困難を抱えている人々が、固定的性別役割分担意識や性差に基づく偏見により、更なる複合的な困難に直面することがないように、多様な性のあり方についての理解促進と多様性を尊重する環境づくりが必要です。

■ 防災・災害対応・復興の取組への男女共同参画の視点の強化

- 大規模災害時には、避難所の生活環境の改善が課題とされ、男女のニーズの違い等への配慮が重要です。同様に災害への備えや災害からの復興の取組についても、男女双方の視点・意見を取り入れることが重要です。

■ 若者が魅力を感じられる地域社会づくり

- 地域社会に根強く残る固定的性別役割分担意識を背景とした生き方の制約が、若者が地域に戻らない一因になっているという指摘もあり、少子高齢化が進展する地域ではその解消が喫緊の課題です。
- 十分な収入とやりがいと得られる仕事ができ、暮らしやすい環境を整えることが必要です。
- 人口減・高齢化に対応するため、若年層の移住・定住を促進する手段としてデジタル技術等を活用し、それぞれが望む暮らし方を実現していくことも必要です。
- 人生経験や社会経験を積んだ高齢者と未来を担う子どもたちとの交流を通じ、幼少期から相互理解を図ることが重要です。

■ 学習の機会の充実

- 個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、個々の生活状況に応じた学習機会の充実が求められています。
- 固定的性別役割分担意識等を植えつけない、押しつけないための取組として、すべての人を個人として尊重し、思いやりの心・助け合いの心を持って、ともに生きる力を育てる教育を推進する必要があります。

■ 先延ばしをしない取組

- 長年にわたる男女共同参画社会の実現に向けた取組にもかかわらず、依然として男女ともに生きづらさが解消されていないのは、人々の心の中に、固定的性別役割分担意識や性差に基づく偏見・人生観、アンコンシャス・バイアスが根強く存在し、暮らし方・働き方に影響を与えているからです。
- 男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が暮らしやすい社会の実現につながるものです。
- 「生きづらさ」を負の遺産として残さないために、「いつか」ではなく「今」取り組む必要があります。

■ コロナ禍で顕在化した男女共同参画の課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により日常が一変し、様々な問題が顕在化し、改めて男女共同参画の進展状況について疑問の声が上がるようになってきています。
- 特にサービス業、とりわけ飲食・宿泊業等の非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化したことにより、ひとり親世帯・女性の貧困等が可視化されました。
- 経済的・精神的DV（配偶者暴力）の増加、女性の自殺者数の増加もみられます。
- 誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現に向けて取組が必要です。

■ ダイバーシティ&インクルージョン（多様性と包摂）の視点

- 企業のみならず社会全体として、進展するグローバル化と複雑化する課題に対応するためには、個々の違いを尊重し、認め合い、活かしていくダイバーシティ&インクルージョンの視点が重要になります。
- 幅広く多様な人々を包摂しすべての人が暮らしやすい社会づくりを進めることは、男女共同参画社会の実現につながります。多様な個人の力を認め合い、社会を変える力として生かし、活力ある社会（男女共同参画社会）を形成するため、ダイバーシティ&インクルージョンの視点をあらゆる分野に取り込むことが重要です。



第3章 目指す姿・計画体系

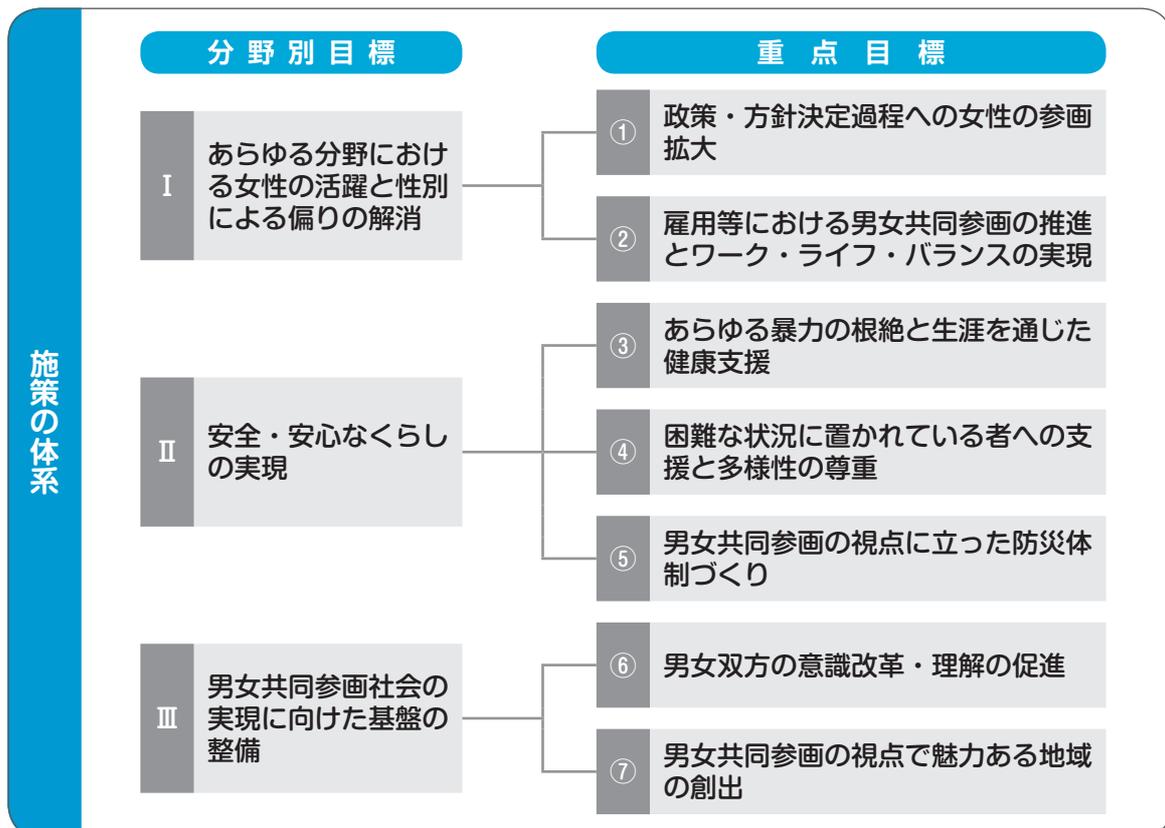
1. 第4次計画の目指す姿

今を生きるみんなでつくる 誰もが自分らしく生きられるまち

本計画では男女共同参画に関する伊那市の課題に、今みんなが取り組むことにより、誰もが自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮し、皆が安心して暮らすことができ、一人ひとりが幸せを感じられるまちを目指します。

2. 第4次計画の体系

本計画はこの目指す姿に向けて3つの分野別目標、それを具体化するための7つの重点目標と計画推進の施策を体系立て、男女共同参画の推進に取り組んでいきます。



施策の体系

3. 第4次計画(令和4年度~令和8年度)における指標設定

本計画では分野別目標に第3次計画と同じ指標を設定し、達成に向けて引き続き取り組みます。また、具体的な活動指標として別途アクションプランを設定し、事業の進行管理を行っていきます。

	分野別目標	指標	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
I	あらゆる分野における女性の活躍と性別による偏りの解消	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉と内容を知っている割合	30.4%	50.0%
II	安全・安心な暮らしの実現	地域防災について女性の関わりが重要だと思う人の割合	72.5%	90.0%
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	「男女共同参画社会」の言葉と内容を知っている人の割合	42.5%	80.0%

第4章 目標と施策の基本的方向

目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍と性別による偏りの解消

～誰もが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮することができる社会～

人口減少、人々の価値観の多様化が進む中で、政治・行政・経済分野や地域社会等、あらゆる場の方針決定過程に男女が共に参画することは、様々な視点を取り入れ、多様性・持続性を高めるとともに、組織や社会の活力を生みだし、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革、女性リーダーの育成に向けた支援・環境整備を総合的に推進することが必要です。

また、男女共に、仕事と家庭生活・地域活動等との調和を取りながら、個性と能力を発揮して働き続けるためには、長時間労働や転勤等を当然とする男性中心型労働慣行の変革や多様な働き方の導入等による働き方改革に、様々な主体と連携して取り組む必要があります。

誰もが自らの意思に基づき、持てる力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた充実した暮らしを送れるよう、働き方や慣行等を見直し、性別や立場の違いに関わりなく、お互いに責任を分かち合い、協力し合いながら、様々な分野で活躍できるジェンダー平等な社会づくりを推進します。

重点目標① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の基本的方向

❖ 地域活動における男女共同参画の推進

- ・地域活動における固定的性別役割分担意識の払拭や、しきたりの見直しに向けた啓発に取り組み、男女が共に地域活動に参画できる環境づくりを推進します。

❖ 女性リーダーの育成に向けた支援・環境整備

- ・女性団体や女性人材バンクにおいて、幅広い分野や年代にわたる人材の発掘・育成を図るとともに、それぞれの分野の特性を活かし、地域における女性の活躍する場の創出や、具体的な取組の中での活用を進めていきます。

❖ 管理職、役員等への女性の登用拡大

- ・あらゆる意思決定の段階における女性の参画機会を確保するよう、啓発を行います。
- ・女性を含めた幅広い人材が政治の場へ参画できる環境整備等を進めるため、実態の把握や情報収集等を行い、関係者と共有・検討を行います。

- ・審議会等の委員を選任する際には、審議会の体制や委員構成の見直しを行い、女性の参画を促進します。
- ・市の女性職員の管理職への登用拡大に向けて、職員の意識改革と職場環境の整備を行います。

重点目標② 雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

施策の基本的方向

❖ 長時間労働などの見直しと多様な働き方の推進

- ・企業等に対し、長時間労働の抑制のため、短時間勤務やフレックスタイムの導入など働き方の見直しについて啓発を行います。
- ・育児休業、介護休業を利用しやすい職場環境づくりについて、企業等へ働きかけを行います。

❖ 育児・介護等の支援充実による仕事と生活の調和

- ・保護者の就労を支援するため、未満児保育や病児病後児保育の実施、学童クラブによる子どもの居場所の提供と保育を実施します。
- ・家族介護者等の負担軽減を図るため、介護サービスの充実、介護人材育成のための取組を行うとともに、誰もが気軽に相談ができる場所づくりを進めていきます。

❖ 女性の就業継続に向けた取組と能力発揮への支援

- ・職場における固定的性別役割分担意識の払拭のための啓発を行い、誰もが能力や経験を最大限に発揮して、「働きやすさ」と「働きがい」を実現できる職場環境の改善を促進します。
- ・性別を理由とする差別的取扱い、職場におけるセクシュアルハラスメントをはじめとする各種ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い等のない職場づくりに向け、企業等に対し啓発を行います。
- ・仕事と子育ての両立支援施設の運営等を通じて、女性の新たな働き方を創出します。

❖ 農林業や自営の商工業等における男女共同参画の推進

- ・女性の創業・就業を後押しするため商工団体が実施するスキルアップセミナー等の事業を支援します。
- ・農業においては、家族ひとりひとりがお互いに個性と能力を認め合えるよう、家族経営協定の締結を推進します。
- ・農林業体験や農林業従事者との交流等を通じて農林業の魅力を発信し、就業や技術者の人材育成を支援します。
- ・多様性の視点から農林業の労働環境や安全性を向上するとともに、ICT技術の活用普及を図ることで、就業を促進します。
- ・農林業における地域資源を生かした商品の開発、マーケティング、情報発信に多様な視点を取り入れることで、地域経済の活性化を推進します。

目標Ⅱ 安全・安心なくらしの実現

～個人の尊厳と多様性が尊重され、誰もが安心していきいきと暮らし続けられる社会～

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、個人の尊厳を踏みにじるものであることから、暴力の根絶、暴力を容認しない社会づくりを重要な課題として捉え取り組む必要があります。特に女性に対する暴力の背景には、男性優位の社会構造や偏見・思い込み、上下の立場を利用した支配関係などが存在することを踏まえる必要があります。被害者に対しては、心身のダメージだけでなく、その後の人生に大きな影響を及ぼすことに配慮して、きめ細かな対応・支援が必要です。

経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景に、女性は貧困等生活上の困難に陥りやすい面があります。不安定な就業状態にある女性が多く、とりわけ、母子家庭が抱える経済的困難をはじめとする様々な課題の解決は、次世代への貧困の連鎖を断ち切るためにも重要です。

身体的性差や性の多様性について理解することは、お互いを思いやる気持ちと人権を尊重し合うことにつながります。併せて、それぞれの多様な性のあり方や考え方に基づいた家族形態や生き方に対する理解促進も必要です。

障がいがあること、高齢であること、外国人であること等により複合的に困難な状況に置かれている者がいることを理解することが必要です。

大規模な自然災害が頻発する中で、男女共同参画の視点から防災・復興に取り組むことは災害に強く、災害対応力の高い持続可能な地域社会の形成に寄与します。災害時のみならず平時から多様な視点・意見を取り入れることの強化が必要です。

全ての人の安全・安心なくらしを実現し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会づくりを推進します。

重点目標③ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援

施策の基本的方向

❖ DV、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶

- 暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育に取り組むとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発活動を推進します。
- DVや性暴力等は、性別にかかわらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて広く周知し、その防止を呼びかけます。
- 地域等において、講演会や研修会を開催し、互いに尊厳を認め人権を尊重する心を育成します。

❖ 暴力の被害者等が安心して相談できる体制の整備

- DV被害等への迅速な対応ができるよう、相談員の資質を向上させるとともに対応方法の蓄積をマニュアル化し、各機関との連携により、被害者の自立支援に努めます。

- 複合的な課題も持つ家族が増えている中で、高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会の開催により、関係機関・団体等相互の問題意識の共有、連携強化を図ります。
- 被害者等が身近な場で適切な支援が受けられるよう、相談窓口の周知を進めます。

❖ 性に起因する人権侵害を許さない環境づくり

- 人権尊重の理念についての理解を広めるとともに、法律上で保障された権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について、正しい知識の普及を図るとともに、相談体制の充実及び周知を図ります。

❖ 生涯を通じた健康支援

- 妊娠期及び乳幼児期から成人期・老年期を通じた生活習慣病予防のために、適正な食事・運動・休養等について、各世代に応じた健康学習・保健指導を実施します。
- 地域での健康づくりや介護予防の担い手の育成を図るとともに、地域が自主的に行う健康づくり活動の支援を行います。
- 高齢化の進行に伴い増加が見込まれる認知症への理解や、地域での見守り体制づくりを進めます。
- 性に関する正しい理解・尊重のために、性と生殖に関する健康と権利の啓発に取り組みます。
- 学校や社会教育の場において健康に関する学習の機会を確保し、心と体の正しい知識の普及に努めます。

❖ 妊娠、出産、育児に関する切れ目のない支援

- 子育て世代包括支援センターや養育支援ネットワーク会議において、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。
- 両親学級（ハッピーバース講座）や出産応援セミナーなどを通して、両親が協力して育児ができるような働きかけをしていきます。

重点目標④ 困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重

施策の基本的方向

❖ ひとり親家庭等生活上の困難を抱えている者への支援

- ひとり親家庭等の状況に応じて、有利な資格の取得など、きめ細やかな就業に関する相談・支援を行い、経済的な自立を促進します。
- ひとり親家庭の児童に対する学習支援の実施により、貧困の連鎖を断ち切るための予防的支援を行います。
- 生活上困難な状況に置かれている者に対し、それぞれが抱える経済、就業、健康、家庭等多岐にわたる課題に応じた適切かつ包括的な支援を行い、自立促進を図ります。

❖ 多様な性のあり方等への理解促進

- 多様な性のあり方について正しい理解を広め、性的マイノリティに対する差別・偏見の解消を図り、多様性が尊重される社会づくりを進めます。
- 当事者が抱える困難や生きづらさを解消するため、男女の性別二元論を前提とした身近



な制度や慣行等の見直し、相談支援体制の整備などに取り組みます。

- 地域等において、講演会や研修会を開催し、互いに尊厳を認め人権を尊重する心を育成します。

❖ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者・障害者等が家庭や地域で健やかにいきいきと暮らすために、様々な保健・医療・福祉サービスを受けられるよう、相談支援体制の整備に努めます。
- 地域住民と外国人住民が相互理解と支え合いにより、充実した生活を送ることのできる多文化共生社会の実現を目指します。

■ 重点目標⑤ 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

施策の基本的方向

❖ 多様性を尊重した防災施策の展開

- 地域の状況に応じ、「できること」を「できる人」がする組織形態とし、男女の視点のみに捉われない協働による地域力の向上を図ります。
- 多様性を尊重した、リスクマネジメント及び防災・減災対策を推進するため、小中学生を「助けられる人」から「助ける人」にするための防災講座や訓練を実施します。

❖ 防災・災害対応・復興の取組への男女共同参画の視点の強化

- 防災・復興の政策決定過程及び地域活動に女性の視点を取り入れることの意義や重要性について、普及啓発を図ります。
- 防災・復興に関する施策等の推進に当たっては、平常時から、男女共同参画の視点を取り入れて取り組みます。

目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

～一人ひとりが幸せを感じ、すべての人に暮らしやすく

多くの人（特に若い女性）に選ばれるまち～

長年にわたり、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われてきましたが、依然として男女共に生きづらさが解消されていないのは、人々の心の中に、固定的性別役割分担意識や性差に基づく偏見・人生観、アンコンシャス・バイアスが根強く存在し、暮らし方・働き方に影響を与えているからです。

こうした意識や人生観は、意図せず親から子へ、高齢世代から若年世代へ押しつけられ、幼少期から知らず知らずのうちに形成されるため、この押しつけをなくし、あらゆる世代で男女双方の意識を変えていく取組が重要です。

また、近年、若者、特に女性の大都市への流出超過が顕著となっています。特に若年女性にとっては、地域社会に根強く残る固定的性別役割分担意識を背景とした生き方の制約が地域に

戻らない一因になっているという指摘もあります。

少子高齢化の進行や、経済情勢の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、これまでの働き方や暮らし方などの常識が大きく変わろうとしています。変化に適切に対応していくため、固定的性別役割分担意識の払拭に向けた啓発、あらゆる場における男女共同参画を学ぶ機会を充実し、男女双方の意識改革・理解促進を図ります。

また、「SDGs未来都市」として、誰一人取り残さない社会の実現のため、地域課題の解決に男女共同参画の視点を取り入れ、より暮らしやすい環境づくりに取り組みます。そして若い女性をはじめ多くの人々に選ばれる魅力ある地域社会づくりを推進します。

重点目標⑥ 男女双方の意識改革・理解の促進

施策の基本的方向

❖ 固定的性別役割分担意識の払拭、偏見・思い込みの解消と意識改革の推進

- あらゆる世代における固定的性別役割分担意識の払拭と意識改革に向け、広報・啓発活動を行うとともに、各種講座の開催など、学習の場を提供します。
- 日常の保育やクッキングなどの行事を通じ、子どもたちの発達段階に応じて、幼少期からの男女共同参画の意識の醸成と理解の促進に努めます。
- 学校教育の中で、男女の違いによって行うべきことが決められるのではなく、平等であり互いが助け合うことが日常である意識を持ち、現在また将来においても男女共同参画社会であることを目指し教育を推進します。

❖ 多様な進路選択・職業選択を可能にする環境づくり

- 幼児期から発達段階に応じて自発的なキャリア発達を促し、自分の人生を構想するキャリアデザイン力を育成するため、家庭、地域等の教育力を活かした取組を行います。
- 児童・生徒が進路選択の際に影響を受けやすい保護者や教員等に対し、固定的性別役割分担意識の払拭やアンコンシャス・バイアスの解消のための啓発に取り組みます。
- 誰もが自らの意思に基づいて、働き方・学び方・生き方を選択できるよう、生涯にわたる教育・学習機会の充実を図ります。

❖ 男性の家事・育児・介護等への主体的な取組の推進

- 男性が積極的に家庭に携わる時間を増やすため、事業者に対し、男性従業員の休業制度等の整備促進について啓発を行います。

❖ 情報発信の推進

- 広報・情報発信が、固定的性別役割分担意識の助長や人権侵害につながらないものとなるよう、発信者の男女共同参画に関する理解促進に努めます。
- 多様なメディアや様々な手法を用いて、男女共同参画の推進に関する情報の積極的な発信に努めます。



重点目標⑦ 男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出

施策の基本的方向

❖ 若者や移住者等も快適に暮らせる地域社会づくり

- 固定的性別役割分担意識や男性優位のしきたり、性別に基づく親等からの人生観の押しつけ等を払拭するための啓発活動に取り組みます。
- 人々がいきいきと活躍でき、気軽に学習活動や実践活動に参加できる機会を創出します。
- 産学官民が一体となり、「住みやすさ」や「働きやすさ」を実感できるまちづくりを進め、移住・定住の促進を図ります。

❖ デジタル技術の活用等によるそれぞれが望む暮らし方の実現

- 地域課題の解決及び活力あるまちづくりにIoTやAIなどのデジタル技術を活用し、「伊那に暮らし続けたい」と思えるようなスマートシティの実現に向けた取組を進めます。
- 都市部の若年層への移住促進のため、時間や場所を問わないクラウド上の地域コミュニティの構築をICT技術の活用により進め、移住定住者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。



第5章 計画の推進

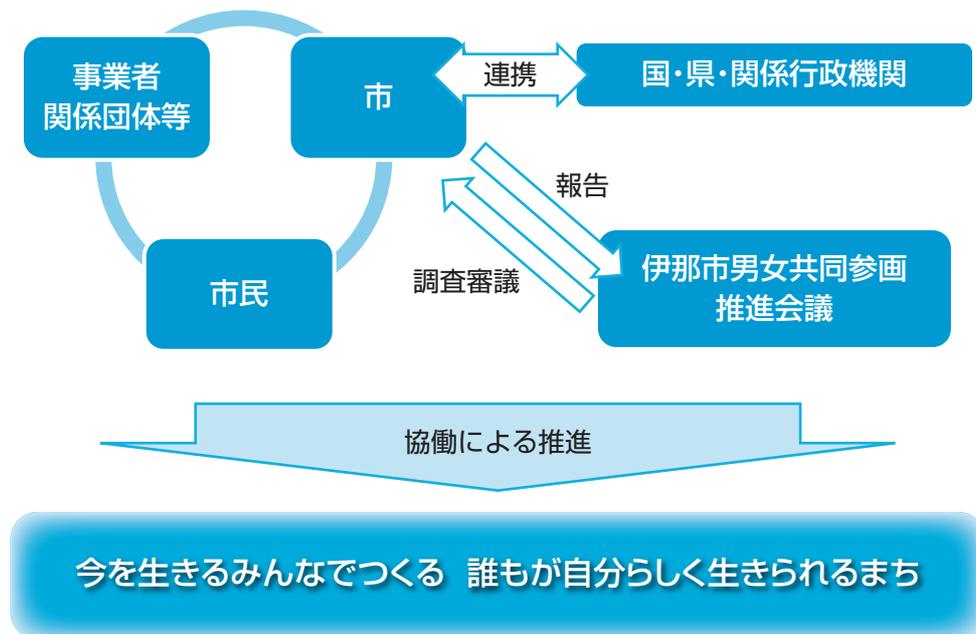
この計画を推進していくためには市・市民・事業者・教育関係者等と連携して事業を進める必要があります。そのため次の推進体制の整備に努めます。

1 協働による推進体制

各事業を通じて意識啓発を行いながら、市民との協働による事業の実施に努めます。

2 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関との情報交換を密にし、連携を図ります。





関係資料

1 用語解説

用語	解説
アジェンダ	「なされるべきこと」という意味を持つラテン語が語源。実施すべき行動計画。特に、国際的な取組についての行動計画。
アンコンシャス・バイアス (無意識の偏見)	誰もが意図せず潜在的に持っている偏見のこと。環境、教育、属性などから影響を受け、既成概念、固定観念となっていきます。
イクボス・温かボス宣言	企業、団体、教育機関、NPO、行政等の事業者、管理職等が、従業員や部下の仕事と子育て・介護の両立支援を宣言し、職場におけるワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の推進等に取り組むもの。
イノベーション	モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて、新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新・変革をもたらすこと。
インクルージョン (Inclusion)	「包摂」(一つの事柄をより大きな範囲の中に包み入れること)のこと。インクルージョンはダイバーシティとセットでその必要性を語られることがあります。2つが別の意味でありながらも両立することでそれぞれをより効果的にし、課題解決に繋がると考えられているからです。
エンパワーメント	個人や団体が本来持っている潜在能力を引き出し、湧き出させること。
家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。 「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。
キャリアデザイン	「どんな仕事をしたいか」「どのような働き方や家庭生活を送りたいか」といった人生の理想を描き、理想の実現に向けた計画を設計すること。
クラウド	ユーザーが大規模な設備やソフトウェアを持たずとも、インターネット上で必要に応じてサービスを利用できる仕組み。この仕組みを用いて提供されるサービスを「クラウドサービス」と称します。 クラウドサービスであれば、そのサービスのアカウントを持っていればコンピューターだけでなくスマホ・タブレットなどの携帯端末からもアクセスできます。この利便性がクラウドの最大の特長です。

用語	解説
固定的性別役割分担	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、性別で役割を決めている例です。</p>
ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。</p> <p>人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。</p> <p>「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。</p>
職場いきいきアドバンスカンパニー	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進や女性・高齢者・障がい者・外国人等の雇用によるダイバーシティの推進、または若者等の雇用・育成について先進的に取り組み、誰もがいきいきと働き続けられるよう実践している「一歩進んだ」企業（団体）が認証される長野県の制度。</p>
スマートシティ	<p>IoTの先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市。</p> <p>Smart（最新の、効率の良い）＋City（都市）。ICT（情報通信技術）を活用しながら、エネルギーや資源等を効率よく使うことで、少子高齢化や財政難等の現代社会が抱える問題解決や社会全体の効率化を図る環境配慮型都市。</p>
性的指向 (Sexual Orientation) 性自認 (Gender Identity)	<p>「恋愛や性愛の対象として魅力を感じる相手の性別」と「自分の性別に対する自己認識」のことで、性の構成要素です。</p> <p>頭文字を取ってSOGI（ソジ）と呼ばれており、これに性表現（Gender Expression）を加え、SOGIE（ソジー）と呼ぶ場合もあります。</p>
性別二元論	<p>性を「男」と「女」のどちらかに分類する社会規範のこと。</p>
セクシュアルハラスメント	<p>継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。</p> <p>単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。</p>
ダイバーシティ (Diversity)	<p>「多様性」のこと。</p> <p>性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。</p>
多様な性のあり方	<p>性の要素である、からだの性（生物学的性）、こころの性（性自認）、好きになる性（性的指向）、表現する性（性別表現）の4つの組み合わせが多様性であること。組み合わせに「決まり」はなく多様な性のあり方があります。</p>

用語	解説
男性中心型労働慣行	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のこと。
テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。 テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の3つに分けられます。
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方。
AI (Artificial Intelligence)	人間の言語を理解したり、論理的な推論や経験による学習を行ったりするコンピュータプログラム（人工知能）のこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。 配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」とも呼ばれます。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	「デジタル技術」と「データ」を活用して、既存の業務プロセス等の改変を行い、新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革すること。
ICT (Information and Communication Technology)	通信技術を使って、人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。 メール、チャット、SNSの活用、通信販売の利用、ネット検索等。
IoT (Internet of Things)	あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする技術の総称。自動運転、スマート家電等。
IT (Information Technology)	情報技術そのもののこと。コンピューター、ソフトウェア、アプリケーション等。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。
Society 5.0（ソサエティ5.0）	国の第5期科学技術基本計画に掲げられている「狩猟社会」、「農耕社会」、「工業社会」、「情報社会」に続く、「超スマート社会」の実現に向けた一連の取組。

2 伊那市男女共同参画推進条例

平成18年 伊那市条例第67号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第22条）

第3章 伊那市男女共同参画推進会議（第23条—第28条）

第4章 雑則（第29条）

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付けられている。

本市は、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、市民一人ひとりがそれぞれの個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を形成するための取組を進めている。

しかし、社会制度や慣行の中には依然として性別による役割を固定的にとらえる意識が根強く残っているため、男女共同参画社会の実現が重要な課題となっている。

ここに、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して、人権を尊重する男女共同参画社会の早期実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に發揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活

動に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度又は慣行を改善するとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又はその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な役割を果たすとともに、職業生活等社会的活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 男女が互いの性を尊重し、それぞれの身体的な特徴に理解を深めることにより、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 男女共同参画の推進は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。

（市の責務）

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協働するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる職場環境を整備するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、職業生活と家庭生活を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による人権侵害行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害する行為をいう。）
- (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

（情報の表示に関する配慮）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力を助長し、又は連想させる表現
- (2) 過度の性的表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 （男女共同参画計画）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する

施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、伊那市男女共同参画推進会議の意見を聴くものとする。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなくてはならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定に当たっての配慮）

第11条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（財政上の措置等）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置等を講じるよう努めるものとする。

（年次報告）

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表しなければならない。

（広報啓発活動等）

第14条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、情報の提供、広報啓発活動の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

（教育及び学習の機会の充実）

第15条 市は、男女共同参画に対する関心と理解を深めるため、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画に関する教育及び学習の機会の充実に努めるものとする。

（家庭生活と他の活動との両立支援）

第16条 市は、男女が共に育児、介護、家事等の家庭生活と職業生活、社会生活その他の活動とを両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

(自営業における環境整備)

第17条 市は、農林業、商工業等の自営業に従事する男女が、正当な評価の下に、その主体性を生かし能力を十分発揮できるよう、男女共同参画の推進に関する環境整備に努めるものとする。

(調査研究)

第18条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第19条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供、研修機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(積極的改善措置)

第20条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会において男女間に格差が生じている場合、市民等と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、附属機関の委員等の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講じることにより、男女の委員等の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第21条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な措置を講じるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められる人権侵害に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、適切な措置を講じるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定による申出に対応するため、伊那市男女共同参画推進会議の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備等)

第22条 市は、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、推進体制を整備するものとする。

第3章 伊那市男女共同参画推進会議

(設置)

第23条 男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査審議及び推進するため、伊那市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(任務)

第24条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べるができる。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画施策の実施及び推進に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 推進会議は、市民等の意見及び要望を反映させ、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(組織)

第25条 推進会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募による者

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3 男女共同参画社会基本法（抜粋）

平成11年6月23日 法律第78号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又

は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

平成27年9月4日 法律第64号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等によ

り、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抜粋)

平成13年4月13日 法律第31号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、

被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」

とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」

という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

6 計画策定までの経過

日 付	内 容
令和3年4月16日	男女共同参画計画推進本部会議 ・ 策定について報告
令和3年5月13日	第1回庁内策定作業委員会 ・ 計画の骨子についての検討
令和3年6月4日	第2回庁内策定作業委員会 ・ 現状と課題についての検討
令和3年6月29日	第1回男女共同参画推進会議 ・ 第3次計画の進捗状況等について
令和3年7月21日	第2回男女共同参画推進会議 ・ 諮問、現状と課題について協議
令和3年9月6日	第3回庁内策定作業委員会 ・ 具体的施策について検討
令和3年9月27日	第3回男女共同参画推進会議 ・ 施策等についての検討
令和3年10月6日	第4回庁内策定作業委員会 ・ 計画全体について検討
令和3年10月26日	第4回男女共同参画推進会議 ・ 第4次計画（案）について検討
令和3年11月1日	男女共同参画計画推進本部会議 ・ 第4次計画（案）について中間報告
令和3年11月26日～ 令和3年12月16日	第4次計画（案）に対する関する市民意見募集
令和4年1月7日	男女共同参画推進会議会長から市長に答申
令和4年1月13日	第4次計画決定

7 伊那市男女共同参画推進会議委員名簿

(任期：令和2年6月18日～令和4年3月31日)

団体名等	氏名	備考
伊那市区長会	春日 博	
伊那市公民館運営協議会	千賀 義博	会長 R3.6.29～
伊那市校長会	根橋 ほなみ	
上伊那農業協同組合	北條 直樹	
伊那市民生児童委員協議会	伊澤 和子	
連海上伊那地域協議会	北澤 昭彦	
伊那市社会福祉協議会	森田 英和	
伊那商工会議所	高橋 正和	
伊那市女性団体連絡協議会	板山 幹子	
伊那市女性人材バンク	中村 くみ江	
伊那人権擁護委員協議会	大倉 博子	副会長
伊那市保育園保護者連合会	田中 崇司	R3.6.29～
公募委員	南山 栄子	
公募委員	平澤 みちる	
公募委員	平澤 奈緒	

第4次伊那市男女共同参画計画

令和4年3月発行

【発行】 伊那市

【編集】 伊那市文化スポーツ部文化交流課

〒396-8617 長野県伊那市新田 3050 番地

電話 0265-78-4111（代表）

FAX 0265-72-4142

E-mail bkr@inacity.jp

この冊子は、一部あたり1,166円(税込)がかかっています。
ただし、編集時の職員の人件費は含まれていません。

